

事 務 連 絡
平成 2 2 年 8 月 6 日

各都道府県介護予防事業担当者 殿

厚生労働省老健局老人保健課介護予防係

地域支援事業実施要綱の改正について

平素より大変お世話になっております。

平成 1 8 年 6 月 9 日付けで発出しました「地域支援事業の実施について（老発第 0 6 0 9 0 0 1 号）」について、改正することとなりましたので、管内事業実施市町村へお伝え願います。

なお、本通知の別紙「地域支援事業実施要綱」の「別記 1 介護予防事業（ 1 ）二次予防事業 イ各論（ア）二次予防事業の対象者把握事業」で言及しております、介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査は、基本チェックリストを包含しているため二次予防事業の対象者の把握とあわせて計画策定のための地域の課題の把握が同時に行え、保険者及び被保険者の負担軽減、行政経費の効率的な執行が可能となる観点等から、日常生活圏域ニーズ調査を活用した二次予防事業の対象者の把握について積極的に検討していただきたいと考えています。

よろしく願いいたします。

厚生労働省老健局老人保健課

TEL（代）03-5253-1111（内線3946）

TEL（直）03-3595-2490

FAX 03-3595-4010